

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和5年10月19日（木） 午後0時50分～午後3時00分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、地域監、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 報告事項

1 第41回危険業務従事者叙勲受章者の決定について

県警察から、第41回危険業務従事者叙勲の受章者が決定した旨の報告がなされた。

2 人命救助者に対する警察庁長官感謝状の授与の決定等について

県警察から、本年6月、高松市内で発生した交通事故に伴う人命救助者に対し、警察庁長官感謝状の授与が決定した旨の報告がなされた。

委員から、「勇気ある行動により人命を救助できたことに感謝申し上げる」旨の発言がなされた。

3 令和5年9月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

県警察から、令和5年9月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告がなされた。

委員から、「苦情受理時には、『しっかりとした初動対応』、『申出者への真摯な対応』が大事だと思う。県警察には、その点に留意して対応していただきたい。苦情処理のための調査が長引く場合には、一言、申出者に連絡を入れるなどの配慮もしていただきたい」旨の発言があったほか、委員から、「受理した苦情については、全体的に滞留している案件もなく対応できていると思う」旨の発言がなされた。

4 指定自動車教習所に対する監督命令について

県警察から、不適正な教習を実施した指定自動車教習所に対し、道路交通法の規定に基づく監督命令を実施した旨の報告がなされた。

委員から、「今後、同様のことが発生しないように対策を講じていただきたい」旨の発言があったほか、委員から、「指定自動車教習所には、問題が発生しないように、きちんと管理してもらわなければならないが、今回、教習生に指導していた指導員は、違反を認知した段階で、即座に技能教習を中止し、その後、上司及び運転免許センターに報告するなど、問題発生時の手順はしっかり守られていることは理解した」旨の発言がなされた。

5 若年運転者講習を行う講習機関の指定について

県警察から、丸亀自動車学校から若年運転者講習を実施したい旨の申請がなされ、審査した結果、基準に適合していることを確認したことから講習機関として指定した旨の報告がなされた。

委員から、「受験資格特例教習の教習時間が思っていた以上に長いと感じたが、第二種運転免許ということで人を乗せて運転することから、安全のためには必要なことだと思う」旨の発言があったほか、委員から、「タクシー、バス、トラックの運転者不足という背景から、若い方に第二種運転免許を取得してもらうことは良いことだと思う」旨の発言がなされた。

第5 その他

1 重点政策協議の概要について

県警察から、「サイバー空間をはじめとするデジタル社会の安全・安心の確保」、「安全な交通社会の実現（交通死亡事故抑止）」等の重点政策協議の概要について報告がなされた。

2 審査請求の裁決について

県警察から、行政不服審査法に基づく審査請求について報告がなされ、内容を審議の上、裁決を行った。

3 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告がなされ、審議の上、処分内容を決定した。

4 行政処分の状況について

県警察から、令和5年9月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告がなされた。